平成２７年（フ）第１８２号
静岡県藤枝市時ケ谷403番地の６　グリーンヴィレッジＡ202号、旧住所静岡県藤枝市藤岡４丁目６番地の４
債務者　福井　寿仁
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月17日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６５号
静岡市清水区今泉184番地の32
債務者　原田　幸恵
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１５４号
福岡市中央区平和３丁目５番22号
破産者　株式会社Ｎ＆Ｓ　ＯＤＯＲＵいんどじん
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３２号
埼玉県越谷市蒲生茜町７番地７
破産者　株式会社エスパース
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
東京都葛飾区宝町２丁目25番３号
破産者　株式会社Ｔ－フロンティア
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
仙台市泉区高森７丁目２番地
破産者　合同会社ボン・クレール
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６５号
秋田市牛島東７丁目31番８号
破産者　株式会社美透工務店
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９５号
岐阜県下呂市少ケ野182番地２、開始決定時の住所岐阜県下呂市森623番地４
破産者　日下部友信
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２１２号
岐阜県下呂市少ケ野182番地２、開始決定時の住所岐阜県下呂市森623番地４
破産者　日下部里子
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５０８号
静岡市駿河区丸子２丁目８番１号
破産者　有限会社須賀工業
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３１号
埼玉県川口市安行出羽５丁目14番地18ビリジアンロッジ105号
破産者　株式会社ハイラインカーゴ
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０号
愛知県岡崎市高隆寺町字峠１番地
破産者　株式会社アイエヌジーサービス
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
鳥取県鳥取市福部町湯山1475番地、営業所鳥取県鳥取市国府町法花寺104－１
破産者　株式会社ＤＧプロジェクト
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３号
愛媛県四国中央市中之庄町747番地の33
破産者　宮﨑みどり
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

免責許可決定

平成２６年（フ）第１５１号
福島県郡山市田村町守山字小性町153番地ホーリーホック101号
破産者　宗像　秀吉
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第４号
福島県郡山市深沢１丁目４番11号、申立時の住所福島県郡山市並木５丁目４番地の24　並木住宅５号
破産者　古賀　　勝
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１－４－16－21
破産者　上野　利和
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
茨城県鉾田市舟木56番地18
破産者　根本　勝美
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４３号
茨城県水戸市見川１丁目1171番地の３フォーライフ見川202号
破産者　上原　裕香
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１７号
茨城県取手市新取手２丁目10番３－102号
破産者　丸山　鶴子
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係